

困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務 基本仕様書

1 業務名

困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に生活や仕事等に関する女性の困難や不安が深刻化し、生理用品が購入できないといった女性の存在が報道等によりクローズアップされる中、令和3年6月8日から広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において生理用品の提供を含めた相談事業を試行的に実施した。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等が原因で生理用品の入手が困難となっている女性が一定数存在すること、また、その女性が抱える悩みや困りごと等に応じて支援機関等へ迅速かつ的確につなげるだけでなく、NPO法人等の相談対応能力の向上や各支援機関相互の連携強化が喫緊の課題であることが認識できた。

このため、収入減少や孤独・孤立などの困難や課題を抱えている女性に対する緊急支援事業を行うほか、各支援機関相互のネットワークの構築など今後の体制強化に向けた下地づくりにつなげる。

3 実施期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 業務の内容

以下の(1)～(5)について具体的な提案を行うとともに、提案事業の企画・運営等を行う。

(1) 人材育成支援

女性のための相談業務等を行っているNPO法人等の職員を対象とした、資質向上や人材育成を支援する研修会を開催する。

ア 内容

- ・ 生活困窮者やひとり親家庭、DV被害者等の支援制度や就業支援制度、メンタルケアに係る知識の習得など、女性のための相談業務等を行う上での知識やスキルの向上に資するものをテーマとして設定し、テーマに応じた講師を招聘すること。
- ・ 本業務終了後の各支援機関相互のネットワークの構築など体制強化に向けた下地づくりを念頭に研修会を運営すること。
- ・ 研修会参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

イ 会場等

広島市内とする。また、集客の状況等を勘案のうえ、実施回数は月1～2回程度を目安とし、研修会の効果を最大限確保できる日程、間隔で実施すること。

なお、状況に応じて、ミーティングソフトを使用しオンラインで実施することも可能とする。

ウ 参加者の募集等

SNS、ホームページ、チラシ配付など複数の手段により、女性のための相談業務や支援を行う団体（法人格の有無、種別等は不問）の職員を広く募集すること。

エ 参加費

無料とすること。

(2) 女性のための居場所づくり（ピアサポート）

困難や不安、孤立した状況を解消するため、同じような境遇の女性が自らの悩みや不安を共有し、語り合う機会・場を提供するとともに、その場でアドバイザーによるセミナー等を行う。

（※ 「ピアサポート」：同じような悩みや課題に直面する者同士が互いに支え合うこと。）

ア 内容

参加者同士が自らの悩みや不安を共有し、語り合うためのスペースを「イ 会場等」の各会場に構えるとともに、その場に生活支援等のテーマに関するアドバイザーを招聘のうえセミナーを開催し、参加者の生活上の困りごとなどの相談に応じること。

イ 会場等

- ・ 中区会場：集客の状況を勘案のうえ、月1回程度を目安に開催すること。
- ・ その他会場：中区以外の区（東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区）において、集客の状況を勘案のうえ、少なくとも各区1回程度を目安に出張開催すること。
- ・ 中区会場においては、ミーティングソフトを使用しオンラインでも参加可能とすること。
- ・ ピアサポートの効果を最大限確保できる日程、間隔で実施すること。

ウ 参加者の募集等

SNS、ホームページ、チラシ配布等の複数の手段により、広く募集すること。また、「(3) 緊急電話相談窓口（フリーダイヤル）」の相談者等に対し、必要に応じてピアサポートを紹介すること。

エ 参加費

無料とすること。

オ その他

実施に当たっては、参加者の匿名受付や会場の表示方法、オンライン配信時のカメラ位置など、参加者のプライバシーに十分配慮すること。

(3) 緊急電話相談窓口（フリーダイヤル）の設置

フリーダイヤルによる緊急電話相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

ア 内容

- ・ 新たに着信回線を1回線設け、着信課金電話番号を設定すること。
- ・ 女性の相談員を常時1名以上配置すること。
- ・ 窓口の実施曜日や時間帯については、本市と事前に協議のうえ、相談者の利便性を最大限考慮して設定すること。
- ・ 契約締結後なるべく早期に運用を開始することとし、運用開始日時については、本市と事前協議のうえ決定すること。
- ・ SNS、ホームページ、チラシ配架等の複数の手段により、本窓口を広く周知すること。
- ・ 相談内容に応じて、迅速かつ適切な支援機関等へつなげ、悩みや困りごとの解決に努めること。

イ 相談内容の記録

- ・ 相談一件ごとに相談受付票を記録すること（相談者ごとの記録としても可。）。
- ・ 月ごとに相談状況を取りまとめた集計表を作成すること。
- ・ 相談受付票及び集計表の様式については、本市と事前に協議すること。

(4) 本事業等に係る広報・啓発

上記(1)～(3)の各支援内容や関係機関の窓口や支援策等の一覧を取りまとめたチラシの作成、配架等を行う。

ア 内容

- ・ チラシの内容、作成部数、配架先等の決定に当たっては、本市と事前に協議すること。
- ・ チラシ作成に当たっては、市民にとって視覚的にわかりやすい内容とすること。
- ・ チラシの配架以外にも、SNSやホームページ等、効果的な手段を検討・活用し、本事業等に係る広報・啓発を行う。

(5) その他業務等

ア 生理用品の購入・提供等

- ・ 本市と事前に協議のうえ決定した数量の生理用品を購入すること。
- ・ 購入に当たっては、昼用や夜用など、女性のニーズに応じた複数の種類を備えること。
- ・ ピアサポートの参加者や緊急電話相談窓口の相談者等に対し、その要望に応じて生理用品を手渡しや郵送等により提供すること。
- ・ 女性の利用が多く見込まれる機関など生理用品の提供場所の充実を図り、調整を行うこと。
- ・ 生理用品の在庫管理を行い、各提供場所と連絡調整のうえ、適切に配備すること。

イ 「つながりサポート事業コーディネーター」の配置

主に以下の業務を行う「つながりサポート事業コーディネーター」を配置すること。

- ・ 相談内容に応じて各支援機関等につなぐ際の連絡調整
- ・ 「(1) 人材育成支援」の研修会の企画・運営、参加団体との連絡調整
- ・ 「(2) 女性のための居場所づくり」のピアサポートの企画・運営、関係機関等との調整
- ・ 上記「ア 生理用品の購入・提供等」に係る業務
- ・ 具体的な相談内容に応じた対応方針や各支援機関の役割や相談における留意事項等を取りまとめた「女性のための相談業務マニュアル（仮称）」の作成、配付 など

5 委託業務実施計画書の作成

受託者は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を作成し、本市に提出し承認を得ること。

6 報告書の提出について

(1) 月次報告書

翌月10日までに、事業の進捗状況等がわかる報告書（任意様式）を提出すること。報告事項は次のとおりとする。

ア 上記(1)～(5)についての実施状況

イ 「(1) 人材育成支援」の研修会参加者のアンケート結果

ウ 「(3) 緊急電話相談窓口（フリーダイヤル）の設置」に係る相談記録及び集計表

(2) 委託業務実施報告書

事業完了後、委託業務実施報告書（任意様式）を提出すること。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、本市との連絡調整を十分に図ること。

(2) 本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て本市に帰属するものとする。

(3) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。

ア 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に本市に書面により提出し、承諾を得なければならない。

イ 本市が再委託を承諾した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報扱う場合は、広島市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(5) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

(6) 本業務は、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、本業務に係る委託

料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を本事業終了後5年間保存すること。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。

- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、本市と受託者が協議して決定する。
- (8) 本事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮すること。